

公益財団法人鳥取県造林公社経営改革プラン（骨子）  
長期経営改善計画（平成25年度～令和66年度）

平成25年2月策定  
令和元年8月改訂版  
鳥取県農林水産部森林・林業振興局  
公益財団法人鳥取県造林公社

経営の目標

- ◇令和66年度（長期経営改善期間終了）までに長期収支の黒字化を目指す。
- ◇第2期中（令和10年度頃）に単年度収支の黒字化を目指す。

第1章 経営改革プラン策定の趣旨

- ・平成21年7月に外部委員4名からなる財団法人鳥取県造林公社経営検討委員会を設置して公社の長期的な経営計画の検討を行い、平成24年2月に委員会から県に対して最終報告された。

【最終報告の概要】

- ア 県の財政負担が最も少ないことから、「公社として存続」する。
- イ その前提として、抜本的な経営改善を求める。
- ・このため、公社は当報告に基づく経営改革に加え、さらなる改善にも取り組むこととし、その長期計画としてこの経営改革プランを県と公社で策定した。
- ・この度、経営改革プランの策定から5年が経過し、森林・林業を巡る社会情勢の変化やこれまでの事業進捗の状況を踏まえプランを改訂する。

第2章 経営の方針

(1) 経営の目標

- ・10年を1期とする事業期間を設定する。
- ・第2期中に単年度収支の黒字化と県借入金の償還の開始を目指す。
- ・令和66年度までの事業期間中に公庫借入金及び県借入金を全額償還するとともに長期収支の黒字化を目指す。

【県及び日本政策金融公庫債務残高の推移】

(単位) 億円	区分	第1期 H25-R4	第2期 R5-14	第3期 R15-24	第4期 R25-34	第5期 R35-44	第6期 R45-54	第7期 R55-66
県借入金	当初計画	247	215	186	128	62	13	0
	今回見直し	265	264	224	147	69	17	0
公庫	当初計画	49	29	14	3	1	0	0
	今回見直し	49	29	13	2	0	0	0

※第7期(R55-66)末の最終黒字 当初計画：13億円 ⇒ 今回見直し：10億円

(2) 生産性の向上

- ・低コスト林業の推進、更新伐導入の推進及び直送方式の推進により生産性を向上する。

(3) 経営の効率化

- ・レーザ航測データの活用、合理的施業の実施と契約方法の改善、隣接森林の事業主体等との連携等により経営を効率化する。

(4) 森林の公益的機能の発揮

- ・適切な森林整備の実施を通じて森林の持つ公益的機能を発揮する。
- ・主伐後の再造林放棄地の発生とそれに伴う公益的機能の低下を防止する。

第3章 具体的な取組

1 生産性の向上

(1) 木材販売収入の拡大

- ・車両系高性能林業機械による作業システムを採用し、伐採・搬出経費を削減することで利用間伐を推進し、木材販売収入を積極的に確保する。
- ・利用間伐の実施に当たっては、搬出間伐実施後の材積の確保にも留意し、補助金を活用した採算性のある利用間伐が最大となるよう計画する。
- ・生産基盤としての路網整備を積極的に推進する。

(2) 造林事業費補助金等の積極的な活用

- ・造林事業費補助金等を積極的に活用した事業（利用間伐、更新伐）を実施する。

【補助金収入の見直し】

(単位) 百万円	第1期 H25-R4	第2期 R5-14	第3期 R15-24	第4期 R25-34	第5期 R35-44	第6期 R45-54	第7期 R55-66
当初計画	3,928	6,528	4,339	4,312	2,361	1,246	597
今回見直し	4,252	5,545	8,402	8,078	4,487	2,164	1,094

(3) 直送方式の推進

- ・原木の直送方式による有利販売を推進する。

2 経営の効率化

(1) レーザ航測データの活用

- ・レーザ航測データを活用し、現地調査を省略する等、事業の効率化・省力化を推進する。
- ・安全で壊れにくい路網計画の検討、集材範囲からの木材生産量の予測による採算性を検討する。

(2) 合理的施業の実施と契約方法の改善

- ・施業地の実情を踏まえた上で競争入札の導入による事業実施経費の低減を検討する。
- ・一括発注等の推進による事業発注に伴う事務経費や諸経費を削減する。

(3) その他

- ・隣接森林の事業主体等との連携（新たな森林管理システムとの連携、路網の共同利用）を推進する。
- ・作業道については、搬出作業終了後の横断溝設置による路面の排水措置などにより大規模修繕のリスクの低減を図る。
- ・原木をより高く販売するための取組（適切な採材、仕分、販売先の選定、ブランド化の推進）を推進する。

### 3 森林の公益的機能の発揮を通じた県民への貢献

#### (1) 広葉樹林化

- ・更新伐の導入により、主伐後の再造林放棄地の発生を防止する。

#### (2) 県民への公益的機能（CO2吸収機能等）の提供及び普及・啓発

- ・公社営林の適切な管理を通じて県民に公益的機能の提供を図る。

### 4 分収契約の見直し

- ・主伐について、補助対象外の「皆伐」に代わり国の補助制度の対象となり、土地所有者の再造林の負担が少ない「更新伐」の導入を推進する。

- ・所有権相続人（契約者）の特定（土地所有者の適時の把握、相続登記の手続きの要請）を図る。

### 5 組織体制の改革

#### (1) 組織・人員体制の見直し

- ・今後の事業量の大幅な増大を見込み、人員体制を強化する。
- ・ただし、経営改善中であることに鑑み、事業費の増減に応じたメリハリのある人員配置を実施する。

#### (2) 人材の確保・育成

- ・鳥取県等の関係機関と協議・調整等を行いながら、適切な人材を確保する。
- ・利用間伐の実施に必要な知識や技能の習得のため、研修等を積極的に実施する。

### 6 その他の取組

#### (1) 雇用への貢献

- ・経営改善に伴う間伐等の事業量の増加により、地域の雇用に貢献する。

#### (2) 県民への説明責任

- ・公社は経営改善の進捗状況について、適時適切に県民に公表する。

#### (3) 木材資源の安定供給

- ・高次製材工場やバイオマス発電事業所等へ安定的に木材を供給する。

## 第4章 経営改善の進捗管理

- ・公社は以下について実施

① 経営改善状況を毎年点検・評価した上で、県に報告する。

② 具体的な経営改善計画として10箇年計画を作成し、県と経営改善プロジェクトチームを組んで当該計画を着実に実施する。

- ・県は、おおむね5年ごとに、経営改善の進捗状況等を踏まえた見直しを実施する。